

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
<p>公益財団法人やまなし産業支援機構が、平成24年度において小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、県及び株式会社日本政策金融公庫又は銀行その他の金融機関からの借入金並びに同機構の自己調達資金により行う設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。</p>	<p>平成24年度から平成32年度まで</p>	<p>借入元本 2,200,000 千円及び自己調達資金 100,000 千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の 45% 以内（リースにあつては50%以内）</p>
<p>公益財団法人やまなし産業支援機構が、平成24年度において、県及び金融機関からの借入金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。</p>	<p>平成24年度から平成31年度まで</p>	<p>借入元本 1,000,000 千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の 45%以内（リースにあつては50%以内）</p>

6 平成24年度山梨県農業改良資金特別会計予算

平成24年度山梨県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ205,265千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		7,828
	1 繰入金	7,828
2 繰越金		158,680
	1 繰越金	158,680
3 諸収入		25,757
	1 貸付金償還金	25,657
	2 雑収入	100
4 県債		13,000
	1 県債	13,000
歳入	合計	205,265

歳出

款	項	金額
1 農業改良資金 貸付		
	1 資金貸付金	205,265
歳出合計		205,265

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就業支援資金	13,000	普通貸借	無利子	青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところによる。
計	13,000			

7 平成24年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

平成24年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,800,358千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	項	金額
歳入		

1 繰越金			1
	1 繰越金		
2 諸収入			1,800,357
	1 貸付金元利収入		
歳入	合計		1,800,358

歳出

款	項	金額
1 市町村振興資金貸		1,800,358
	1 資金貸付金	1,800,358
	歳出	合計

8 平成24年度山梨県税証紙特別会計予算

平成24年度山梨県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,872,192千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県税証紙収入	1 県税証紙収入	1,872,190
	合計	1,872,192
2 繰越金	1 繰越金	2
	合計	1,872,192

歳出

款	項	金額
1 繰出金	1 一般会計繰出金	1,872,192
	合計	1,872,192

9 平成24年度山梨県集中管理特別会計予算

平成24年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109,390,553千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	74,820
2 繰 入 金	1 繰 入 金	33,792
3 繰 越 金	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入	1 振 替 収 入	109,281,940
歳 入	合 計	109,390,553

歳 出

款	項	金額
1 自動車管理費		
	1 自動車管理費	28,037
2 給与管理費		
	1 給与管理費	109,243,193
3 通信管理費		
	1 通信管理費	76,000
4 車両燃料管理費		
	1 車両燃料管理費	43,323
歳 出	合 計	109,390,553

10 平成24年度山梨県商工業振興資金特別会計予算

平成24年度山梨県商工業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,398,209千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		32,254,701
	1 繰入金	32,254,701
2 諸収入		34,143,508
	1 貸付金償還金	34,143,508
歳入	合計	66,398,209

歳出

款	項	金額
1 商工業振興資金		66,398,209
	1 商工業振興資金	32,255,458
	2 一般会計繰出金	34,142,751
歳出	合計	66,398,209

11 平成24年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成24年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,440千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金	1 繰越金	51,612
	2 雑入	2
2 諸収入	1 貸付金償還金	49,828
	2 雑入	2
歳入	合計	101,440

歳 出

款	項	金額
款	項	金額

1 林業・木材産業 改善資金貸付金	1 資金貸付金	72,527
2 木材産業等高度化 推進資金貸付金	1 資金貸付金	26,513
3 林業就業促進資金 貸付金	1 資金貸付金	2,400
歳出	合計	101,440

12 平成24年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

平成24年度山梨県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,190,748千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		3,544,174
	1 負担金	3,544,174
2 県支出金		1,190,034
	1 県補助金	1,190,034
3 繰入金		2,075,522
	1 繰入金	2,075,522
4 繰越金		3,017
	1 繰越金	3,017
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
6 県債		378,000
	1 県債	378,000

歳 入	合 計	7,190,748
-----	-----	-----------

歳 出

款	項	金 額
1 流域 下水道 費	1 流域 下水道 管理 費	5,189,734
	2 流域 下水道 事業 費	3,210,785
2 公 債 費	1 公 債 費	1,978,949
	1 公 債 費	2,000,014
3 予 備 費	1 予 備 費	1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	7,190,748

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額

富士北麓流域下水道建設事業に係る富士北麓1号幹線足和田ポンプ場設備工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。

平成25年度

237,000 千円

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	378,000	普通債券発行	9.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、直した後は、当該利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	378,000			

13 平成24年度山梨県公債管理特別会計予算

平成24年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ100,916,979千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」

による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起すこと

ができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 財産収入		73,880
	1 財産運用収入	73,880
2 繰入金		85,079,999
	1 一般会計繰入金	85,079,999
3 県債		15,763,100
	1 県債	15,763,100
歳入	合計	100,916,979

歳出

款	項	金額
1 公債費		100,843,099
	1 公債費	100,843,099

2 諸 支 出 金		73,880
	1 県債管理基金積立金	73,880
歳 出 合 計		100,916,979

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	15,763,100	普通債 貸券 借発 又行	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見た 後において は、当該利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	15,763,100			

14 平成24年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 477,577,000キロワットワワー

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益 3,651,859千円

第1項 営業収益 3,618,884千円

第2項 財務収益 12,065千円

第3項 事業外収益 20,880千円

第4項 特別利益 30千円

支出

第1款 電気事業費用 3,406,381千円

第1項 営業費用 3,255,142千円

第2項 財務費用 63,170千円

第3項 事業外費用 51,269千円

第4項 特別損失 31,800千円

第5項 予備費 5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,572,398千円は、当年度分消費税及び地方消費税立本の収支調整額61,113千円、減債積立金273,677千円、中小水力発電開発改良積立金18,000千円、地域文化振興・環境保全積立金138,096千円及び過年度分損益勘定留保資金1,081,512千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入 84,683千円

第1項 固定資産売却代金 10千円

第2項 長期貸付金償還金 84,653千円

第3項 国庫補助金 10千円

第4項 工事負担金 10千円

支出

第1款 資本的支出 1,657,081千円

第1項 小水力発電所建設費 18,900千円

第2項 水力発電設備改良費 1,041,952千円

第3項 業務設備改良費 9,975千円

第4項 水力発電地点等開発調査費 169,002千円

第5項 水力発電設備改良調査費 43,575千円

第6項 企業償還金 273,677千円

第7項 繰出金 100,000千円

(予定支出の各経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に

流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を

経なければならぬ。

(1) 職員給与と費等 1,009,816千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

15 平成24年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給湯口数 534口

(2) 年間総給湯量 727,000立方メートル

(3) 一日平均給湯量 1,992立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 温泉事業収益 138,206千円

第1項 営業収益 136,530千円

第2項 営業外収益 1,666千円

<p>第3項 特別利益 出 10千円</p> <p>第1款 温泉事業費用 136,836千円</p> <p>第1項 営業費用 132,012千円</p> <p>第2項 営業外費用 3,314千円</p> <p>第3項 特別損失 510千円</p> <p>第4項 予備費 1,000千円</p> <p>(資本的収入及び支出)</p> <p>第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額134,915千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,425千円、建設改良積立金108,000千円及び過年度分損益勘定留保資金20,490千円で補てんするものとする。)</p> <p>収入</p> <p>第1款 資本的収入 10千円</p> <p>第1項 固定資産売却代金 10千円</p> <p>支出</p> <p>第1款 資本的支出 134,925千円</p> <p>第1項 温泉事業設備改良費 134,925千円</p> <p>(予定支出の各項の経費の金額の流用)</p> <p>第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>(1) 営業費用と営業外費用との間</p> <p>(議会の議決を経なければ流用することできない経費)</p> <p>第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 職員給与費等 37,347千円</p> <p>(たな卸資産購入限度額)</p> <p>第7条 たな卸資産の購入限度額は、2,143千円と定める。</p> <p>16 平成24年度山梨県営地域振興事業会計予算</p> <p>(総則)</p> <p>第1条 平成24年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。(業務の予定量)</p>	<p>第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。 237,717人</p> <p>(1) 丘の公園年間総収容人員</p> <p>(収益的収入及び支出)</p> <p>第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。</p> <p>収入</p> <p>第1款 地域振興事業収益 157,597千円</p> <p>第1項 営業収益 157,502千円</p> <p>第2項 営業外収益 85千円</p> <p>第3項 特別利益 10千円</p> <p>支出</p> <p>第1款 地域振興事業費用 168,842千円</p> <p>第1項 営業費用 159,770千円</p> <p>第2項 営業外費用 8,062千円</p> <p>第3項 特別損失 10千円</p> <p>第4項 予備費 1,000千円</p> <p>(資本的収入及び支出)</p> <p>第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額90,144千円は、過年度分損益勘定留保資金3,362千円及び当年度分損益勘定留保資金86,782千円で補てんするものとする。)</p> <p>収入</p> <p>第1款 資本的収入 10千円</p> <p>第1項 固定資産売却代金 10千円</p> <p>支出</p> <p>第1款 資本的支出 90,154千円</p> <p>第1項 地域振興事業設備改良費 4,500千円</p> <p>第2項 他会計借入金償還金 84,654千円</p> <p>第3項 予備費 1,000千円</p> <p>(一時借入金)</p> <p>第5条 一時借入金限度額は、80,000千円と定める。</p> <p>(予定支出の各項の経費の金額の流用)</p> <p>第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>(1) 営業費用と営業外費用との間</p>
---	---

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番